

越谷市立小中学校における働き方改革の取組状況について

(1)教職員の健康を意識した働き方の推進

①教職員の健康管理の推進

- 健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼びかけています。
- ストレスチェック制度を整え、年2回、ストレスチェック検査の受検を教職員に促しています。また、ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行っています。
- 教職員の健康管理推進のため、IC カード等による客観的な方法を導入して在校等時間を把握し、在校等時間に応じた声かけを、管理職が適宜行っています。
- 勤務が長時間となっている教職員に対し、産業医の面接の勧奨を行っています。
- 教職員の働き方改革の推進と検証のため、負担軽減検討委員会等を活用して、学校の実情に対する意見を提供しています。

②労働安全衛生法に基づく職場改善

- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備しています。

③週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、制度等の一層の理解を深めています。
- 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指しています。
- 長期休業日におけるプール指導や補習授業等についての見直しを検討し、教職員の休暇取得を推進するよう働きかけています。
- 産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援しています。

(2)教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

①研修及び会議の見直しによる削減

○研修や会議に要する時間を事前に示し、所定の時間内に収まるよう努めています。

○職員会議提案資料や研修資料等の電子化を行うよう努めています。

②関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

○大会やコンクールなどの対外的行事において、勤務時間外に行う早朝練習等の活動を見直します。

○勤務時間前に学校全体で行う教育活動は、原則行わないようにしています。

(3)教職員の負担軽減のための条件整備

①教育条件整備

○小学校において、学年または中・高学年ブロック等での教科担任制を推進しています。

②専門職員の配置・活用

○学校司書、学校相談員、スクール・ソーシャル・ワーカー、学び総合指導員、特別支援教育支援員、日本語指導員、スクール・サポート・スタッフ等を活用し、円滑な学校運営をしています。

③業務の ICT 化・効率化の推進

○校務支援システムや保護者連絡用アプリを活用し、教職員の校務の共通化・軽減化・効率化を支援するとともに、教職員にとって活用しやすいよう、工夫改善を図っています。

○越谷市立小中学校事務共同実施を活用し、相互確認による業務の効率化を図っています。

○学校系ネットワーク、校内系ネットワークを活用し、学習指導案や教材等の情報の共有化を図ることで、教員の教材づくり等の授業準備にかかる時間を削減し、事務作業の効率化を図っています。

○外部コンサルタントによる学校の業務内容の現状分析とその改善策の検討を行い、業務の効率化を推進しています。

(4)保護者や地域の理解と連携の促進

① 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

○社会に開かれた教育課程の推進及び地域とともにある学校づくりの趣旨を生かし、コミュニティ・スクールにおいて、地域・保護者・学校の適正な役割分担及び相互の協力連携により、働き方改革を推進していきます。

○地域や保護者の期待に過度に応えることを重視した各種行事等の準備の見直しについて、地域や保護者への理解促進に努めます。

○学校の実情に応じて留守番電話を設定し、教職員が業務に専念できる時間を確保しています。

○登下校の児童の見守り活動については、市内自治会長の会議において、協力依頼を行っています。また、教職員の勤務開始時刻を踏まえた登校時刻を検討するよう働きかけます。

②「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

○原則毎月21日を「ふれあいデー」とします。「ふれあいデー」には以下のことを原則とします。

*業務の効率化に努め、定時退勤に取り組みます。

*放課後の活動を厳選し、子供が家庭・地域でふれあう時間を作ります。

*会議や校内研修などを行わずに、子供と向き合う時間を確保します。

*子供は家庭生活の充実や、地域活動への参加に取り組みます。

○退勤時間を指定した「かえるデー」等を設定することを推進しています。

○8月のお盆の期間を中心に「学校閉庁日」とします。「学校閉庁日」には以下のことを原則

とします。

*教職員の休暇取得の促進を図ります。

*児童生徒の心身のリフレッシュや地域活動への参加を促します。

*「勤務が割り振られている日」として扱い、日直を置きません。

*学校として対外的な業務を行わない日とします。ただし、開始日から起算して2週間以内に全国大会(あるいはそれに相当する大会等)に参加する予定があり、校長が必要であると認めた場合には、校長が活動を許可することを妨げません。

③「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の推進

○「越谷市立中学校における部活動ガイドライン」を遵守します。

○生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働きかけます。

○社会教育施設等及び社会教育関係団体等の各種団体との連携を図り、外部指導者の活用を推進し、指導・運営体制を構築します。